

再雇用後・ご退職後の保障継続と税務上の取扱いについて

再雇用後の保障継続について

定年再雇用後も引続き継続いただくことが可能です。
(総合個人年金は、定年退職のタイミングで積立額の変更はできません。必要に応じて、「秋の保険期間」でご変更ください。賞与積立は再雇用後6月、12月の年2回の賞与がある方を対象としております。)

※保険料は引続き毎月の給与から控除します。
なお、継続いただける年齢の範囲や保障額の上限等につきましては、各商品により異なりますので、詳細は各商品ページにてご確認ください。
再雇用制度の有無につきましては、各会社にご確認ください。

ご退職後の保障継続について

ご退職前に必ず(株)NSFエンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンターまでご連絡ください。

商品名	保障継続の概要
介護両立支援プラン	<p>ご退職時は同じ保障内容で自動的に継続となります。口座振替依頼書をご案内しますので、巻末のお問合せ先までご連絡ください。また、脱退をご希望の場合もご連絡いただくようお願いいたします。</p> <p>※介護両立支援プランは対象者に指定されたご家族の年齢が、保険始期時点(毎年1月1日)で満89歳まで継続いただけます。</p>
グループ保険 団体定期保険 団体傷害保障(上乗せ保障)	<p>ご退職時は自動的に脱退となります。ただし、ご退職時に5年以上継続して加入いただいている場合は、満70歳を迎える誕生日の末日まで継続いただくことが可能です。ご継続にあたっては、ご退職時に所定のお手続きが必要となりますので、巻末のお問合せ先までご連絡ください。</p> <p>団体定期保険 ご退職時の保険金額または、2,000万円のいずれか低い金額が上限となります。2,000万円超にご加入の方は、ご退職の翌更新時から2,000万円以下に減額となります。また、ご退職の年から配当金は支払われません。(12月ご退職の方は当年度配当金は支払われません。支払い方法については、ご退職手続き時に(株)NSFエンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンターにご確認ください。) ※配偶者の保険金額は本人と同額もしくはそれ以下となります。</p> <p>団体傷害保障(上乗せ保障) ご退職時の保険金額が上限となります。</p> <p>※この取扱いは2020年5月時点のもので変更となる可能性があります。 ※退職後継続には、ソニー友の会への入会および継続加入が条件となります。一部の事業所の方はソニー友の会に加入いただけません。ソニー友の会への入会の可否については、所属事業所人事にご確認ください。</p> <p>〈2020年11月から2021年中にご退職予定の方へ〉 退職された後はグループ保険の配当金のお支払いはありません。(12月にご退職の方は当年度の配当金は支払われます。支払い方法については、ご退職手続き時に(株)NSFエンゲージメント ソニーグループ保険カスタマーセンターにご確認ください。) 退職後継続加入の場合は配当金がないため、保険料の実質負担額は在職中に比べて高くなります。保険料を考慮したうえでの保険金額で加入・継続されることをおすすめします。 ご退職時に当年の保険金額の変更はできませんので秋の保険月間中にご変更をお願いします。 ※11~12月にご退職予定の方は、翌年度保障額を募集期間中にご検討ください。ご退職時に保険金額の変更や配偶者の追加はできません。</p>
セーフティプラン 本人・ファミリーコース ライフガードコース	<p>ご退職時は同じ保障内容で自動的に継続となります。口座振替依頼書をご案内しますので、巻末のお問合せ先までご連絡ください。また、脱退をご希望の場合もご連絡いただくようお願いいたします。</p> <p>※セーフティプランはご本人・ご家族共に加入でき、保険始期時点(毎年1月1日)で満84歳までご加入いただけます。</p>
長期休業補償プラン	<p>ご退職後の継続はできません。</p> <p>※ただし、本制度加入中に発生した病気やケガにより働けなくなり退職した場合、免責期間:2年(730日)を超えた時点で保険金をお支払いする事由に該当していれば、保険金のお支払い対象となります。 なお、保険金支払いに該当する事故が起きた場合は、速やかに巻末に記載の連絡先までご連絡ください。</p>
総合個人年金 マイプラン ガッチリプラン	<p>ご退職後の継続はできません。</p> <p>※ご退職後は速やかに積立金の請求手続きを行ってください。脱退後請求権を行使することができる時から3年間行使しないときは時効となり、請求権が消滅します。</p> <p>※詳細は31ページをご確認ください。</p>

税務上の取扱いについて

2020年5月現在の税制に基づくものであり、今後、税務の取扱いが変わる場合があります。

商品名	税務上のお取扱い
介護両立支援プラン	<p>保険料について 親介護費用補償特約部分でお支払いいただく保険料は、介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。 (注) 共済部分の保険料については保険料控除の対象となりません。</p> <p>保険金(共済金)について 非課税となります。</p>
グループ保険 団体定期保険 団体傷害保障(上乗せ保障)	<p>団体定期保険 保険料について 一般生命保険料控除の対象となり、所定の条件のもとで所得税・住民税が軽減されます。</p> <p>保険金について 法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。被保険者が受取人の場合、高度障がい保険金は非課税です。</p> <p>※税務上のお取扱いの詳細は、41ページにてご確認ください。</p> <p>団体傷害保障(上乗せ保障) 保険料について 保険料控除対象とはなりません。</p> <p>共済金について 法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の共済金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。傷害後遺障害共済金は非課税となります。</p>
セーフティプラン 本人・ファミリーコース ライフガードコース	<p>保険料について 疾病補償部分、所得補償特約部分でお支払いいただく保険料は介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。 (注) 共済部分の保険料については保険料控除の対象となりません。</p> <p>保険金(共済金)について 非課税となります。ただし、傷害死亡共済金は受取人が法定相続人の場合、共済金に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。</p>
長期休業補償プラン	<p>保険料について 介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。</p> <p>保険金について 非課税となります。</p>
総合個人年金 マイプラン ガッチリプラン	<p>保険料について</p> <p>① マイプラン 払い込まれた保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。</p> <p>② ガッチリプラン 払い込まれた保険料は個人年金保険料控除の対象となります。個人年金保険料控除対象となる方は、加入日から保険料払込完了年齢までの払込期間が10年以上ある方に限ります。</p> <p>※総合個人年金の保険料控除は「旧制度」が適用されます。 ※いずれも掛金から運営事務費を除いた分が保険料となります。</p> <p>積立金の受取り等について</p> <p>① 脱退一時金 および一部払出し(減口) 一時所得の対象となります。原則、確定申告をしてください。ただし、50万円の特別控除があります。 ●脱退一時金 … 課税対象額 = (脱退一時金額 - 払込保険料合計額 - 50万円) × 1/2 ●一部払出し(減口) … 課税対象額 = (払出金額 - 払出金額に対する保険料 - 50万円) × 1/2 ※いずれも他に一時所得がない場合、また、所得税・住民税に加え復興特別所得税が課税されます。</p> <p>② 遺族一時金 相続税の対象となりますが、受取人が法定相続人の場合(法定相続人が受取った他の生命保険金等の受取金がある場合には、これと合算した金額について)は「500万円×法定相続人数」までが非課税です。</p> <p>③ 年金 加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得となります。確定申告をしてください。 課税対象額 = (基本年金年額 + 増加年金年額) - (基本年金年額 × $\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$) なお、課税対象額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収を行ないます。</p>